

平成13年企画調査会 自由討議における主な意見

◎新たな視点からの文化財保護

○今後の社会における文化財保護の在り方（「文化財保護の理念」）

〔企画調査会における主要意見〕

- ・文化（文化財）が形成されてきた背景を再確認しつつ、文化財保護の意義・目的の再整理が必要
- ・現代における文化財の価値の見極め（何が大切で、何を継承していくか）が必要
- ・広く国民による、身近なものをも含めた文化財への注目、価値の認識、伝統文化を守ることについてのコンセンサスの形成が必要
- ・重要文化財等（国指定のもの）以外のものも大切であるという意識の啓発、地方単位で重要なものは住民が保存するという心構えと地域での取組を促すことが必要
- ・文化庁で文化政策及びその中に含まれると思われる文化財保護政策の理念・目的を整理することが必要であり、その理念・目的のもとに基盤整備、保存・活用、国際交流、施設整備等に関する政策目標を提示すべき。
- ・国・地方公共団体は、将来の国民の文化に関するマクロ的な人間行動、人間の文化に対するインセンティブについての予測を示しておくことが必要。
- ・保護の対象を考える場合は、物自体だけではなく、物と人あるいは物同士の関係性が大切。
- ・文化を考える場合、自然が基盤として不可欠。
- ・文化や環境の保全が上位に位置づけられる国土や社会の形成が必要。
- ・文化財の時代的な変化の中で、たとえば無形文化財の場合、女性が関与できるか否かは時代とともに変化するということもあるので、どの時点を捉えて保護するかの理念が必要。
- ・文化財については、表面的な捉え方ではなく、たとえば「環境」に関する「境致」という概念のような、古来、先人が作り上げてきた思想的なものを汲み、大きな観点に立つことが必要。

○文化財に関する国際交流・国際貢献

〔企画調査会における主要意見〕

- ・文化財の保存・修復に関する技術協力、人材育成についての国際協力、世界の博物館・美術館収蔵品の調査・データベース化、共同利用センターの設置等が必要

○新たな視点による文化財の保護

◇文化財を生かす保存と活用の在り方

◇保護対象の範囲と実効性のある保存・活用方策

〔企画調査会における主要意見〕

【保護対象の範囲】

□各文化財類型に共通する保護範囲

- ・新しい概念による文化財の範囲・定義の再検討・拡大が必要
- ・個別の優品ではなく各類型を総合したものを保護対象とすることについての検討が必要
- ・保護対象について、点から面へ、さらにネットワークで結んだものへの拡大を検討することが必要
- ・生活環境（里山等）、芸能・工芸以外の無形文化財（相撲・茶道等）、工業製品（ワープロ1号機等）、文化的景観、平凡な風景、人の愚行の跡（原爆ドーム等）、建造物・記念物の周辺地域のバッファーゾーン等も保護の対象にしていくことについての検討が必要
- ・文化財の保存技術は、連鎖する技術総体（重要無形文化財・選定保存技術に指定・選定されないような基礎的な技術等）についても保護の対象にすることが必要

- ・文化財概念の再構築に際しては、物中心主義ではなく生活史的な観点での生活文化と文化的環境等との関係性の観点で捉えることが大切。
- ・これまで文化財という認識がなかったものに光を当てることが、国民文化の形成という意味では、大切。比較的新しい、近代の文化財が消えていくのが残念。
- ・祭も一年の生活・生産と関連して存在する一場面であるというように、文化財として捉えられるものも人や社会の広い活動との関連の中にあるのであるから、その全体を対象にして考えることが大切。
- ・文化とは暮らし方であるという観点から、文化財行政の上でも、暮らしの総体を保護・育成していくということが視点の一つであり、一定範囲の地域の暮らし全体を文化財としてとらえることもあるのではないか。
- ・信仰・風俗・慣習などの地域間あるいは文化圏間の連鎖に着目して保護対象を捉えることも必要。
- ・生活文化財を取り上げる政策としては、それを通じて過去の生活、将来の生き方における価値観を考えるよですがとなるようなものの捉え方等が必要。
- ・文化財の範囲は、無形文化財を例にとると、生活文化から文化一般へ際限なく広がっていく。これまででは、広い対象の中から、保存上の危機状態にあるものという基準で芸能・工芸を保護対象に選んできたが、広い範囲の中からどのような基準で保護対象を狭めるかが課題。
- ・特定河川の流域に關係する生活その他を総体的に対象としようとしても、それを文化庁としてどのようにして拾い上げるかということは困難な問題。

□文化財の保存技術に関する保護範囲

- ・文化財の保存技術分野では、上部構造である「選定保存技術」の保護に対応して、原料の供給等の仕組み等の下部構造へも範囲を広げて保護することが必要。

□各類型の文化財を総合した保護

- ・現在の制度による各文化財類型単位の保護ではなく、それらを総体として捉える「日本遺産」というような総合的な保存制度を考えてもいいのではないか。
- ・地域全体へ博物館とそのフィールドを押し広げていき、地域全体を文化的景観として捉えるようなことを、文化財保護行政そのものでなくとも、その延長線上のものとして念頭に置いておいてはどうか。

□文化財の範囲等を考える際の学問・研究との関係

- ・文化財の概念、範囲を決めてきた価値論の背景にはそれを支える学問体系があるから、範囲の拡大は、学問の価値理論の枠組みを変えていくことと並行して進めが必要。
- ・文化財の体系を考える際に学問的な背景は必要ではあるが、あまり既存の学問体系だけで考えるのではなく、世界の中でみたときに日本文化の特色は何かというように柔軟に考える必要がある。
- ・生活文化を捉える場合の学問・研究の背景を考える際には、緩やかに、既存の民俗学等を越える広い分野で取り上げる必要があるのではないか。
- ・これまでの保護の歴史は、その背景には必ず研究者との連携があり、学問とともに展開してきたので、保護と学問との関係は交流していくばおのずと同一点に収斂するのではないか。

□文化財の周辺・バッファーゾーンの保護

- ・世界的な傾向として、建造物・記念物の自然環境・文化的景観をバッファーゾーンとして保護することに重点が置かれてきており、伝統文化の保護における周辺の文化的景観等への取組みが課題。その場合、関係省庁との連携が大切。

【保護手法】

□各文化財類型に共通の保護手法の在り方

- ・保護の意義や対象の在り方に立ち帰ってそれに対応する保護手法の在り方を考えることが必要

□無形の民俗文化財・文化財の保存技術の保護手法の在り方

- ・無形の民俗文化財は急速に消滅しつつあり、大きな課題
- ・文化財の保存技術は、連鎖する技術総体、高度の技術者だけではなく初心者までを保護対象にし、施策の枠の拡大（住居や生活の安定方策等まで）が必要

□建造物・建造物群の保護手法の在り方

- ・民家建造物のメンテナンスなど現実に即したサポートが必要
- ・伝統的建造物群保存地区に対する補助の充実が必要

□普及事業

- ・日本の保護制度・実績のPRが必要
- ・文化財保護の条件整備としての普及活動が必要

□文化財の危機管理・災害対策

- ・文化財保護における危機管理の視点が重要
- ・文化財の災害対策として機動的に動ける人員の確保が必要

□保護を要する文化財の目録作成とその情報提供等

- ・保護すべき文化的な資産のインベントリーを関係省庁等に向かって情報発信しておいて、都市計画等の場面でその保存を織り込むという仕組みを体系的に整えることが必要。
- ・過疎化・高齢化に伴い保存がおろそかになりがちな、国・地方公共団体が指定・保護していない文化財についても目録を整備することが文化庁の大きな役割。
- ・文化財の悉皆調査とリスト化、その公開が文化財保護の原点にある重要事項。最低限埋蔵文化財の分布調査程度のことは行い、情報を公開していくことが必要。災害時においても対象の所在状況が把握・公開されていなければ、NPO・NGOの活動は効果を挙げにくい。

□文化財保護の主体

- ・調査も保存も自治会・町組等の伝統的な地域社会・社会組織が主体的に行うよう位置づける仕組みが必要。
- ・ナショナルトラスト運動も活用すべきだが、前提として地域で大切なものは住民が保存するという心構えが必要
- ・災害時の対応体制は、範囲が広い場合が多いということから、文化庁や都道府県が中心になることが必要。

□博物館活動等の将来的あり方

- ・博物館の活動は、従来と違った、災害対応への支援、従来とは異なる展示活動等の新しい方向が求められるのではないか。
- ・一定地域内の博物館・史跡公園等の文化施設のネットワーク化についてスタンダードを示すこともあるべきのではないか。

□各種の事業

- ・“日本とはこれだ”ということが解るようなものを国際的にも的確に提示することが必要。
- ・広く一般の人々への古典芸能の普及が必要。
- ・河川、道路、特定の地域等を対象に保護すべきものの所在、状態、保護・整備

の目標等をたててモデル的に事業をしてみてはどうか。

○国・地方公共団体・民間の役割

◇国・地方の役割分担・連携協力

◇民間(企業メセナ・個人)の支援, NPO活動, ボランティア活動の充実

〔企画調査会における主要意見〕

- ・建造物・記念物の周辺バッファーゾーンの保護, 天然記念物保護における自然保護行政との関係等他省庁との連携や役割分担による保護の推進が必要
- ・保護の主体としてNPOなどを位置づけることが必要
- ・文化財保護にNGO, NPO活動を活用(文化財ボランティア, 災害対応組織等)することが大切
- ・たとえば江東区文化財保護推進協力員のような地方公共団体が委嘱する民間協力員を活用することが有効。
- ・ナショナルトラスト運動も活用すべきだが, 前提として地域で大切なものは住民が保存するという心構えが必要〔再掲〕

○文化による地域づくりの推進

◇伝統文化を生かした地域づくり

〔企画調査会における主要意見〕

□文化財の活用による文化・社会への寄与

- ・まちづくり, 地域振興への文化財(伝統的建造物群・無形の文化財・文化施設・史跡等のネットワーク等)の積極的な活用・寄与(地方への「まちづくりプロデューサー派遣」等)が必要
- ・文化財保護における博物館・美術館活動の活性化のためにソフト面の充実(ミュージアムエデュケーター等)が必要

□文化財保護に関する国民・地域住民の意識向上

- ・現在の社会では文化財に対する理解や支援は非常に少ないので、文化財の保存に対する意識の向上, 底辺の拡大を図ることが必要。
- ・各地域で文化的資源の徹底した台帳整備を行って, 住民に対して各地域の文化的多様性が豊かさの表れであるという認識を伝え, 住民にその意識を持つもらうことが必要。そのためのプロデューサー派遣なども必要。
- ・自然を活用した文化は, 生活自体を作ること, 環境を保全・創成していくことであるという視点を, 地域の中で展開していくこと及びそれによる活動等を各省庁が支援していく仕組みが必要。
- ・子供たちに生活文化のことを伝えること, 日常的に関わる博物館などの生活文化を学ぶことができる場を考えることが必要。

- ・老人の知恵の活用として、生涯学習の観点も必要。

○人材の育成・確保

- ◇伝統芸能継承者の育成
- ◇伝統文化を支える人材の養成・確保

〔企画調査会における主要意見〕

□文化財保護の人材の育成と文化財保護の業務での確保

- ・重要無形文化財に指定された技術者は誇りを持つことができるが、保存技術について保持する職人が誇りを持つまでには至っていないということも課題。
- ・建造物の公開活用には常時手入れが必要であるが、その人手が薄くなっているので、活用の下支えの問題として考えておくことが必要。
- ・文化財保護の人材育成として、大学教育の中で、専門職業人養成という観点から文化財関係修士コースを設ける等の措置を講すべき。
- ・文化庁で、文化財修理の長期計画・将来構想を示し、技術者養成に際して将来における仕事の需要が確保されていて、報いられることが解るようにしてほしい。
- ・文化庁では、文化財の保存・修理・整備等に要する専門家の各分野ごとの必要数を予測・将来計画あるいは将来的展望として持つことが必要。
- ・文化財関係専攻卒業生等がその知識等を博物館や文化財関係の職場で生かせる道を配慮してほしい。
- ・博物館・美術館では文化財科学・博物館科学を駆使しなければできないような業務が多いので、博物館法を改正しても、その分野の専門家を受け入れるシステムを確保してほしい。
- ・保存・修理技術者については、教育システムと連動した資格制度が必要。